

# 農作業省力化・効率化緊急対策事業の創設について

農業に必要な  
機械の導入や  
ほ場の簡易的な整備  
を支援します。



## 農作業省力化・効率化緊急対策事業費補助金

### ○対象者

経営改善・発展に向けて計画的に取り組む農業者等  
(認定農業者、認定新規就農者、人・農地プランに位置づけられている中心経営体、農業共済・収入保険制度加入者など)

### ○事業期間 H30～H31年度

#### (1) 農業機械導入支援事業

農業経営に要する機械の導入にかかる経費の一部を補助  
(予算額：2,000万円)

#### ○補助率

導入経費の1/3 (上限50万円)



※汎用性の高い機械は対象外となります。  
例) 軽トラック、パソコン等

#### (2) 集出荷環境整備支援事業

荷捌き場や進入路等の整備にかかるほ場のコンクリート化に要する経費の一部を補助(予算額：360万円)

#### ○補助率

施工費の1/3 (上限18万円)



※施工規模によっては、事業着手前に農地の用途変更等にかかる手続きが必要となります。

### ○申請受付締め切り 平成30年8月10日(金)

※窓口で内容を確認するなどご相談を受け付けた上で、申請していただきますのでお早めにお越しください。

※H30年度は、(1)は40件程度、(2)は20件程度の採択を予定しています。このため、応募者多数の場合は抽選となります。その場合、H27～H29年度に国・県の補助を受けたことがない方を優先します。

お問い合わせ：弘前市農林部農業政策課 電話：(1)について40-0767  
(2)について40-0656